

令和 3 年度
第 1 回 東京都再犯防止推進協議会

令和 3 年 9 月 14 日（火曜日）

東京都都民安全推進本部

午後 2 時 00 分開会

○治安対策担当部長 それでは定刻となりましたので、令和 3 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会を開催いたします。私は本日の司会を務めます、東京都都民安全推進本部治安対策担当部長斎田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず東京都再犯防止推進協議会の会長であります、國枝都民安全推進本部長よりご挨拶申し上げます。

○都民安全推進本部長 東京都都民安全推進本部長の國枝でございます。東京都再犯防止推進協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様にはご多忙のところ本協議会にご出席いただき厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化により、人々の孤独・孤立の問題が深刻化しておりますが、こうした社会状況は犯罪や非行から立ち直り、更生しようとする方の生活環境、そして支援者の方々にも大きな影響を及ぼしております。政府においても内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置して、重要施策として取り組んでいるところと聞いておりますが、更生に向けた第一歩は申し上げるまでもなく、人と人とのつながりでございます。コロナ禍の厳しい状況であるからこそ、社会全体で再犯防止への理解を高めるとともに、立ち直りをしようとする方に手を差し伸べ、各関係機関、民間協力者が連携し、再犯防止対策に当たっていくことが重要であります。

今年度は、本協議会の下に設置されております実務者会議において、東京都再犯防止推進計画の重点課題の中から、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための連携体制の整備等について、委員の皆様にご活発なご議論をいただきました。委員の方々からは貴重なご意見を頂いておりますので、後ほど事務局よりご報告させていただきます。また本日は法務省のモデル事業を実施した名古屋市様より、『名古屋市における再犯防止の取組について』と題し、事業の成果や今後の展望などをご講演いただく予定です。犯罪をした者等の中には、矯正施設等の刑事司法関係機関による指導・支援終了後においても、地域で継続的な支援を受けることが必要な者がおり、自治体の福祉サービスや、民間支援等につなげる連携の仕組みが必要でございます。そこで名古屋市様が取り組まれた刑事司法関係機関と連携し、伴走型の支援を行うモデル事業等について本協議会で共有するとともに、国、東京都、そして区市町村がそれぞれの役割を踏まえつつ、連携した再犯防止の取組を進めてい

くに当たって、今後の取組の進め方を議論する端緒としていきたいと考えております。犯罪や非行から立ち直り、更生しようとする方を取り巻く環境は、まだまだ厳しい状況であります。そうした方々を地域社会で支援していくためには、皆様との連携が不可欠です。本協議会において皆様のお力を頂きながら、誰もが安全安心を実感できる社会、誰一人取り残さない包摂性のある社会の実現に取り組んでまいりたいと思います。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 治安対策担当部長 続きまして事務局より、東京都再犯防止推進協議会実務者会議第1回、第2回の開催結果について、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 都民安全推進課長 都民安全推進本部都民安全推進課長の渡辺と申します。今からご説明する資料については、委員の皆様には事前にデータでお送りをしておりますが、端末の画面にも資料を表示しておりますのでご覧ください。

本協議会はこのいわゆる親会と、実務者で構成をされる実務者会議の二段構造となっております。実務者会議につきましては、東京都再犯防止推進計画で掲げた重点課題の中から課題を抽出し、関連した取組を協議するという形となっております。今年度はこれまで実務者会議を2回開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響でいずれもオンライン開催となっております。第1回は計画の重点事項、「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」をテーマに、再犯防止に関する研修会や保護司への支援について協議を行いました。第2回は計画の重点事項「再犯防止のための連携体制の整備等」をテーマに区市町村との連携体制について協議を行いました。それでは次のページから詳細についてご説明をいたします。

第1回の協議事項その1といたしまして、再犯防止に関する研修会等について事務局から発表した後、意見交換を行いました。事務局のプレゼン内容についてご報告をいたします。研修会の説明に当たり、まず都民安全推進本部の果たすべき役割や、その中での研修会の位置付けについて実務者会議として確認をさせていただきました。都民安全推進本部は、再犯防止推進法に基づく地方公共団体の取組に関する所管局として、東京都における再犯防止の推進等に係る取組を促進するため、区市町村等の多様な主体の取組を支援するとともに、各分野の事業を有機的に連携させ、関係機関の結び目として機能をすることとしております。具体的な役割としては、庁内各局・関係機関・民間団体との連携促進、区市町村への情報提供・連絡調整・取組支援、民間支援機関・保護司等民間協力者の支援、広報・啓発活動、そ

の他国の再犯防止推進に関する取組への協力や、再犯防止の推進等に資する取組が挙げられます。その中でも民間支援機関等への支援、相互の連携強化として、再犯防止に関する研修会、非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成等を実施しているところでございます。

おめぐりください。令和2年度の研修会の実施結果について報告させていただきました。研修会の趣旨はNPO法人等の民間支援団体や、地域で活動する保護司、民生・児童委員等に対し、再犯防止に関する知識の習得や支援者同士のネットワークの構築を図るというものでございます。実施の際には、昨年度の協議会で出された意見を踏まえまして、プログラム作成に当たっては、刑事司法手続きの流れなどの基本的な知識を押えるとともに、現場の取組や好事例を紹介できるよう工夫いたしました。また、応用編では実務者会議で複数の委員からご提案をいただきました、薬物からの立ち直り支援をテーマに、より実践的な内容としました。なお新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で実施し、施設見学については中止をしております。計479人と多くの参加者を得ることができ、内訳についてもお示しのとおり、多様な主体の参加を得ることができました。

次のページにまいります。民間支援機関、保護司等民間協力者の支援の強化に関する課題といたしまして、再犯防止の取組を推進するためには、新たな担い手の確保を進めるとともに、支援に関するノウハウや事例・取組など実践的な内容についても情報発信を積極的に行っていく必要がある、また、支援者同士のネットワーク構築、連携体制をより一層強化する必要があるということであります。そこで、「今後再犯防止に関する取組に興味・関心がある方を広く募れるよう広報・募集の方法を充実、グループワークやケーススタディー演習等再犯防止に関する知識や考え方を深め、コミュニケーションを図ることができるようなプログラムを検討する。」「さまざまな現場における支援者の具体的な取組を幅広く紹介できるよう工夫するとともに、インターネット等さまざまな媒体を活用し情報提供を行う。」「犯罪お悩みなんでも相談等の相談事業で得られた知見を活用する」などについて検討していきたいということを申し上げたところです。

次のページにまいります。こうした発表に対してご意見といたしましては、「支援者のネットワーク化を図るため、研修参加者それぞれが知り合う機会を提供することが望ましい。」「オンラインでのグループワークも一つのやり方だと思う。」「参加者が所属する機関のホームページ等を共有するといった方法もあると思う。」「犯罪をした人への支援について、すでに興味を持っている方に参加してもらうことも大切だが、若年層を含め新たに興味を持つ方を増

やすことに重点を置くべき。」「マスコミを研修会に呼ぶことも考えられる。」といったものがあり、事務局としても今後参考にしていきたいと考えております。

次にまいります。第1回の協議事項2として、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司への支援について、東京保護観察所北條委員からのご発表の後、意見交換を行いました。

このページは保護司の定義等に関するものでございますので、この場では割愛をさせていただきます。次に保護司の現況についてご説明をいただきました。保護司の充足率の低下や高齢化といった課題について、発表をしていただいたところです。

次にまいります。ここからは保護司支援の課題と対応について、4点のご説明をいただきました。1点目は1人の保護観察対象者について、複数の保護司を指名する複数指名制度というものが、あまり活用されていないということがよろしくないということで、本年6月以降積極活用に転じたということについて、ご報告をいただきました。

おめくりをいただきます。2点目は保護司の面接場所の確保支援として行われている、更生保護サポートセンターについて、設置場所や開設時間が保護司のニーズと今一つマッチしていないという課題に対して、サテライトの設置、開所時間の見直し、一時的な面接場所の確保といった対策を講じているというご報告をいただきました。

次にまいります。3点目は保護司の取り扱う情報が秘匿性の高い個人情報等であり、情報セキュリティ上の懸念などから、パソコンを利用して報告書を作成する保護司が少なく、またそもそも電子メールでの提出も認められていないなど、情報技術の活用が進んでいないという課題についてご説明をいただきました。これに対しては、そうした情報も取り扱えるウェブサイトの作成や、会議・研修のICT化、デジタル推進のための組織の設置構想などの取組を進めているというご報告をいただいたところです。

次のページにまいります。会議や研修などのICT化については、さらに詳細なご説明をいただきました。ZoomやYouTubeといったオンラインツールのほか、必要に応じてDVDなどのハードウェアを利用するという、柔軟に取り組まれているというご説明をいただいたところでございます。

次にまいります。こちらは東保連ICT化推進担当保護司の募集についての紙でございます。都内の各地区で1名ずつICT化推進担当保護司という方を選出するという取組によって、更生保護分野全体として効率的かつ実効的にICT化を推進していこうと、こういう取組につい

てもご説明をいただきました。

次にまいります。4点目でございますが、保護司の適任者の確保につきましてさまざまな分野の方々に声を掛け、保護司候補者検討協議会を開催するなどしてはいるものの、充足率の低下に歯止めがかからないと、このような課題に対してそうした検討協議会の開催規模を小さくして、適任者情報が得やすくするなどそうした工夫を現在行っている、このようなご説明をいただいたところです。

次にまいります。こうした保護観察所の発表に対してご意見としてあったのが、「保護司会の活動も重要であるが、昼間働いている保護司にとって負担となっている。」「参加方法を柔軟にするなど、仕組みを考えてもらいたい。」「保護司活動への経済的負担の軽減を検討してもらいたい。」といったご意見がございまして、その場では東京保護観察所北條委員に対応をいただいたところでございます。

おめくりください。次に第2回の協議事項、区市町村との連携体制についてご説明をいたします。犯罪をした者等の中には、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、個別の必要性に応じ、都、区市町村による各種住民サービスの支援につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要でございます。そうしたことから都や区市町村がそれぞれの取組を推進しつつ、連携を図っていくということが重要となってまいります。

再犯防止推進法においても、都道府県、区市町村の双方に再犯防止推進計画策定の努力義務を定めているところでございます。都の計画については、令和元年7月に策定をしているところでございますが、都内区市町村の状況としましては、こちらの実務者会議までに都が区市町村に行いました調査によりますと、本年8月までに計画を策定済みの区市町村は10と、必ずしもそこまで多いとはいえないという状況でございました。

次にまいります。こちらの資料上段は、本年4月時点の区市町村の策定に向けた進捗状況を取りまとめたものでございます。29の自治体が、策定予定なしとなっているなど、なかなか難しい状況がうかがえるところでございます。当本部ではこうした状況について、個々の自治体に聞き取りを実施しまして、主な課題として所管決めがなかなか難しいといったこと、コロナ等の課題を抱える中でマンパワーが不足している、また庁内の理解不足などがあると、こうした課題があることが分かってきたところでございます。

おめくりをください。聞き取りに当たっては、区市町村で再犯防止についてどのような事

業を行っているのかについても伺いました。社会を明るくする運動、シンポジウムや講演会などによる広報・啓発活動、面接場所の提供など保護司活動への協力・支援、地区保護司会への補助金等の財政的支援、制度の普及啓発や、公共調達を受注機会等による協力雇用主への支援、保護観察対象少年の雇用、こうした区市町村では地域住民に身近な存在として、就労支援や福祉サービス提供などの取組を行っている場合があるということが分かってきたところでございます。同時にそうした事業を含め再犯防止に取り組むに当たっては、統計データ、支援すべき対象者、協力雇用主などの情報が不足しており、また地域社会においても再犯防止に関して理解や気運が高まっていないというような課題も指摘されました。

次にまいります。犯罪をした者などを各種住民サービスにつなげるよう、連携や相談体制の構築が図られることの重要性についても、実務者会議で確認をしているところでございます。当本部では犯罪お悩みなんでも相談事業を実施し、万引きなどの犯罪行為をしてしまうご本人や、そのご家族または関係者の方などから電話や来所で相談を受け付け、お悩みを丁寧に聴取した上で、適切な機関につなぐという取組をしており、参考として紹介をさせていただいたところです。

おめぐりください。ここでは犯罪お悩みなんでも相談の実績についてご紹介をさせていただいております。相談に係る犯罪の種類としましては、万引きを含む窃盗が多いこと、多様な機関につないでいること、また前身となる事業の時代を含め3年間を通じてみると、適切な支援機関等を紹介したケースのうち約4割について、地域包括支援センターや区市町村窓口など、相談者や本人にとって身近な地域の窓口を紹介していることなどをご説明させていただきました。

次にまいります。では、区市町村において、こうした相談を受けるような体制はどうなっているのか、こちらについても聞き取りを行った結果をご紹介しました。区市町村において犯罪に関する相談というものを受け付ける専門的な窓口はなく、その上で福祉に関する総合相談窓口などで相談を受け付け、相談内容を整理して関係部署等につなぐという相談体制となっている場合や、福祉部門の高齢者や障害等の各担当部署にて相談を受け付け、各部署間の連携により支援をするという体制となっている場合などがあるということが分かりました。

また、こうした相談対応を拡充する上での課題として、「相談対応に関して犯罪に関する相談を受け付ける専門的な知識やノウハウがない。」、「人材の確保が困難。」、「区市町村では犯罪に関する相談を受け付けるに当たって住民に近いため本人のプライバシーの配慮や対応す

る職員への配慮が必要である。」、[複合的な要因が絡んだケース等への支援に係る関係部署や関係機関との連携が課題。]といったことが分かりました。

次にまいります。こうした聴取結果などを取りまとめますと、区市町村との連携強化に係る主な課題といたしましては、区市町村職員や地域住民の理解促進・気運の醸成、再犯防止を進める上で必要な情報・知識やノウハウの不足、区市町村における再犯防止推進体制・相談体制の構築などが挙げられ、こうしたものを受け、都全体といたしまして、情報発信や広報・啓発の強化、再犯防止に関する研修会への区市町村職員の参加促進、区市町村との連携を図るための定期的な連絡会や情報交換の実施、国、東京保護観察所等の定期的な意見交換、犯罪お悩みなんでも相談事業などで得られた知見を生かした各種支援の検討、本協議会での区市町村支援・連携の観点を踏まえた情報交換・支援策の検討といったことを今後考えていく必要があるのではないかと、こうした報告をさせていただいたところでございます。

最後のページでございます。こうした発表については、「各自治体が再犯防止に関して理解が進むよう、より一層情報発信を行うことが必要。」、「自治体による対応差が著しい。」、「保護司、民生委員、社会福祉協議会、自治体の福祉などの担当者との連携体制の強化について検討をしてもらいたい。」、「地域の支援者のネットワーク形成ができるような仕組みを作っている例を紹介してほしい。」、「犯罪をした者等に対しては、教育や福祉などの総合的な視点に立った支援が必要。これは被害者支援でも同様。」、「各自治体においては犯罪そのものへの対応よりも、犯罪をした人等に対する個別の必要に応じた適切な各種の住民サービスを提供することが重要。」、「窓口で犯罪をした人などを拒まないでほしい。」、「再犯防止推進計画の言葉に拘泥する必要はないのではないか。」、「地域福祉計画等の中で再犯防止を取り上げることも可能である。」、このようなご意見があり、今後の参考とさせていただきたいと考えているところでございます。以上で事務局からの報告を終わります。

○治安対策担当部長 では本日はここで、法務省のモデル事業を活用し各種住民サービスにつなげる支援を行った、名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課長渡邊英一様から、「名古屋市における再犯防止の取組について」をご講演いただき、今後の都や都内区市町村における再犯防止施策の検討に向けての学びの機会としたいと存じます。それでは渡邊様よろしくお願いたします。

○渡邊地域安全推進課長 皆様こんにちは。

ご紹介いただきました名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課長の渡邊と申します。本日

は東京都再犯防止推進協議会で、私ども名古屋市における再犯防止の取組についてお話をいただけないかというようなご依頼をいただきました。30分ほどのお時間をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日ご説明させていただく内容はこちらでございます。始めに本市における再犯防止の取組の経緯についてご紹介をさせていただきます。次にこちらが東京都さんからの講演依頼頂いた理由ということだと思えますけれども、本市で実施しました再犯防止推進モデル事業についてご紹介をさせていただきます。次に本市で現在策定中の再犯防止推進計画につきまして、概要をお伝えさせていただきます。最後にまとめとして、これまでの取組を踏まえて思うところなどをお伝えさせていただければと存じます。

まずは、本市における取組の経緯でございます。こちらは皆様もすでにご案内のことと存じますが、刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率でございます。

ご存じのとおり、再犯者率は年々増加傾向にありまして、直近の令和2年では全国における再犯者率は49.1%ということになっております。こちらは平成28年の再犯防止推進法施行以降の本市における再犯防止の取組の主な経緯でございます。国の計画公表後、モデル事業に手を挙げることになりましたが、再犯防止については全くの新しい取組ということであり、右も左も分からないという状況でございました。その後約半年間準備期間を経まして、平成30年の10月に法務省と契約を締結いたしまして、翌年の1月から1年半にわたって事業を実施いたしました。今年度末の令和4年3月には現在検討を進めております本市の再犯防止推進計画を策定・公表するという予定となっております。モデル事業を実施するに当たっては、本市に何が求められているのかというのを把握するために、犯罪をした人等の入り口支援を行っている地方検察庁、そして保護観察所の方にお話をお伺いし、本市に何を求めみえるのかということ、率直にお聞きをいたしました。そこで分かったのは県内の起訴猶予者の半数近くが本市の市民であり、刑事司法機関の皆様は本市に積極的な取組を期待されているということや、刑事司法機関では例えば区役所窓口に行くとすることはできても、その後の継続的なフォローはできないなど、これまでの国の取組のみでは限界があるということでした。また対象者には高齢者や障害の疑いのある方、複合的な課題を抱えている人が多く、福祉の幅広いネットワークが必要であり、福祉へのつなぎやフォローが大きな課題となっているということをお聞きいたしました。

こちらは本市の福祉、保健医療サービスの主な窓口の一覧です。こちらの支援機関は基本

的にはそれぞれの機関の役割の範囲内でしか支援ができず、本人の抱える課題を総合的にアセスメントして必要な支援につなぐという機能はないのが実情となっております。また当然ながら支援を強制することもできないため、支援に拒否的な方に対し継続的な関わりが難しいなど、支援が必要にもかかわらず支援につながらないという課題がありました。再犯防止における国と都道府県、市町村の役割分担ということでございますけれども、まず刑務所からの出所時、いわゆる出口支援では、国と地域生活定着支援センターの連携により、社会復帰を支援する体制がすでにある程度確立されております。これに対して刑務所に入り地域との縁が切れてしまう前の入り口段階で、生活を立て直し、犯罪をせずに地域で暮らせるよう支援することが、今基礎的自治体に特に求められている役割ではないかというふうに考えております。犯罪をした人も含め、全ての人を包摂するソーシャルインクルージョンの実現と、新たな犯罪のない安心・安全な地域づくりにつなげるため、取組を展開してまいります。

次に、本市の再犯防止推進モデル事業についてでございます。法務省が提示をいたしましたモデル事業の大まかな枠組みとしては、こちらにあるとおりでございます。まず地域の実態調査と、支援策の策定を半年程度。その後計画に基づく取組を2年程度実施し、最後に効果検証を行うという流れでございます。

こちらは平成30年当時、法務省から示された事業のテーマの設定の一覧です。本市は刑事司法機関からのヒアリング等の結果を踏まえ、高齢、障害等を選択し、さらに本市では若者支援にも力を入れておりますので、独自に若者も対象者に追加いたしました。

基礎的自治体の役割としては、犯罪の前歴等に関わらず支援を必要とする住民に対し、的確な福祉、保健医療サービス等を提供すること、地域社会での孤立を防ぎ、困ったときにいつでもSOSを出せる寄り添い型のサポートができる支援体制を整備することだと考えております。事業の特徴といたしましては、司法と福祉の橋渡しをする専門のコーディネート機関を設置し、まずは本人とつながること、そして本人とつながった支援者が福祉へのつなぎと継続的な支援、フォローアップを行うことで、地域での息の長い支援を行い、再犯をしなくて済む環境を整えるということだと考えております。こちらは事業の概要でございます。高齢者、障害者、若者を対象とする伴走型入口支援事業といたしまして、万引き等の比較的軽微な犯罪をして起訴猶予となった人のうち、福祉的支援を必要とする方を対象として実施をいたしました。事業期間は平成31年1月から令和2年6月までの1年半となっております。

事業の流れはこちらのご覧のとおりであります。起訴猶予となった方への入口支援として、地方検察庁や保護観察所が本人の同意を得た方について、名古屋市コーディネート機関につないでいただき、必要な支援のコーディネートを行い、フォローアップなどを行うというのが事業の一連の流れとなっております。一方で出口支援については下のほうになりますけれども、県地域生活定着支援センターを中心に福祉支援が行われるというところがございます。コーディネート機関には専門のコーディネーターを配置いたしまして、対象者のさまざまな課題・ニーズと、関係機関が提供可能な支援・サービスをマッチングし、必要な支援を受けられるよう双方に働き掛ける役割を担います。具体的にはアウトリーチなどで対象者に寄り添い、本人の視点に立って一緒に今後のことを考えることで、信頼関係を構築した上で支援のプランを作り、関係機関に働き掛けます。また複合的な課題を抱える対象者については、多機関の連携によりチームでの支援を目指します。

対象者では想定 90 人ということでしたが、実績は 82 件ということになりました。対象者の属性についてはこちらに掲げておりますとおり、半数以上を高齢者が占めているということでした。対象者の抱える課題ということですが、本人の努力だけでは解決が難しい、重層的で根深いものが多くございました。モデル事業の対象者は、事案としては比較的軽微な犯罪が中心でしたけれども、例えば万引き一つをとってもその背景には生活困窮や認知機能の低下、孤独感、アルコール依存、窃盗癖などが疑われる者などさまざまなケースがございます。福祉の現場では犯罪に係る要因の解消といった視点を持って支援することがあまりないと思われるため、再犯防止という視点を持った専門のコーディネーターの存在が重要だというふうに考えております。

参考といたしまして実際の支援事例を 2 つ、ケースとして紹介をいたします。まず 1 つ目が精神障害のある 60 代の男性でアパートで独り暮らし。うつ病などで精神手帳 2 級を所持している事例でございます。暮らしの基盤は生活保護で、就労継続支援 B 型事業所にも通所していました。将来を悲観し、寂しさを紛らわせるため酒を飲んで万引きをしてしまったものであり、ご本人は逮捕前に通っていた B 型事業所に戻って、以前のような生活がしたいと希望しておりました。保護費をすぐに使い切ってしまう、掃除ができないといった課題や、金銭面のサポートに加えて、孤独感、孤立の解消が必要という状態でした。コーディネーターが行った支援としては、まずは希望に基づき B 型事業所へ再び通えるよう手配をいたしました。そして関係機関に協力を依頼し、ケース会議を行って、支援の方向性について協議、

確認をいたしました。さまざまな課題を抱える対象者を単一の機関のみで支えるのは困難であり、本事例ではコーディネーターが中心となり、関係者の協力を引き出したことが良かったというふうに考えております。

次に、両耳が難聴で身体障害のある30代女性の事例です。母、妹と3人暮らしで本人以外は働いておりますけれども、家族からお昼ごはん代を与えられておらず、空腹で神社のさい銭を盗んでしまったという事例です。身体障害に加え知的障害の疑いがありますが手帳はなく、これまで福祉に全くつながっていないという方でした。また日常的に母親からの暴力や、暴言があり、精神的に母親の支配下にあるような状態でした。コーディネーターが行った支援としては、まず少年鑑別所の地域援助を活用し、知能検査などのアセスメントを行い、本人の希望も踏まえて療育手帳、身体障害者手帳を取得しました。また働きたいという希望も踏まえ関係機関と連携し、B型事業所への通所が決まりました。本事例では犯罪をきっかけとして支援が必要にも関わらず、福祉につながっていない方の存在が明らかとなり、関係機関が関わることで本人を取り巻く状況が大きく改善した事例となっております。

モデル事業の対象となった方の抱える課題を大きく3つのパターンに分類してご説明いたします。まず1つ目ですけれども、既存のサービスで対応可能な課題としては、病気や金銭面のサポート、要支援や要介護の場合のサポートなどです。こうしたものについては速やかに適切な支援機関やサービスにつなぐことが求められます。2つ目ですけれども、既存のサービスはあるにはあるけれども使いづらいという課題です。これらは支援機関や窓口がないわけではないものの、対応可能な受け入れ先がごく限られていたり、借金や保証人等の有無、本人の意欲等によっては支援を受けられないことがあるという状況が見られました。従いまして既存のサービスを使えるよう、コーディネーターから担当者等に働き掛けていくことが求められております。3つ目は既存のサービスそのものがないという課題です。こうした対応可能な既存のサービスや、社会資源がほとんどないような課題については、支援者が一人で抱え込まないよう関係機関ができる範囲で支援を行うほか、場合によってはソーシャルアクションを通じて、サービスそのものを作り出していくということも必要だろうと考えております。

支援の継続については、支援機関の6カ月間の間のフォローアップ回数は、平均で16.6回でした。途中で支援を中止してしまったという人もおりますけれども、多い人では50回以上継続支援を行ったという人もおりました。支援中に再犯が確認されたのは82名中23名、

割合では 28%となりました。こうした結果から再犯があっても粘り強く支援をする必要があるほか、再犯をしたという一時的な事象にとらわれず、中長期的な視点を持って事業に取り組むことが大切ではないかと考えております。また 82 名中 27 名が支援途中で支援を中止、中でも 17 名の方が支援辞退という結果となりました。依頼元の刑事司法機関が支援の同意を得ているにもかかわらず、後日同意した覚えはないなどとおっしゃられ、支援が終了となるケースもございました。

事業の成果でございますけれども、従来の刑事司法からの地域へのつながりは、さまざまな制度上の制約や相互理解の不足などにより、対象者がうまく支援につながりにくいという課題がございました。司法と地域の間にはコーディネーターが介在したことで、本人を中心とした支援体制を構築することができたほか、地域の社会資源に働き掛けることで、必要な福祉サービスの利用につなげることができました。

さらに伴走支援を行うことで、継続的なフォローアップにより対象者を支えることができたことも大きな成果の一つでございました。一方で今後事業化を検討するに当たっては、さまざまな課題もございます。まず国や県との役割分担をはっきりさせることに加え、既存の福祉機関との役割分担の問題もございます。コーディネーターの行っている支援が、本来は関係機関が行うべき支援を肩代わりするといったことにならないよう、役割の整理が必要かと思えます。またどこにも支援を依頼することができず、延々とコーディネーターが関わり続けるということにならないよう、支援の担い手の引継ぎのルールも必要です。そして各地域の実情にもよりますが、自治体が直営で事業を行うことが難しい場合は、福祉的支援のノウハウを有する民間団体への委託など、事業の担い手の確保が課題になってくるものと考えております。

次に、本市の再犯防止推進計画の概要でございます。位置付けや計画期間ということでございますけれども、こちらにご覧のとおりになっております。

次に、重点課題ということで設定をいたしまして、国の計画を踏まえてご覧のとおり 5 つの重点課題を設定しております。具体的な取組の概要をご説明いたします。まず 1 つ目でございますけれども、国・県・民間との連携による一貫した支援ということですが、令和 4 年度以降モデル事業の成果を踏まえまして、犯罪をした人等に寄り添い、一貫して支援をする体制を整備したいと考えておりまして、モデル事業で行った取組の本格実施に加え、関係機関が連携し解決策を協議できるような支援ネットワークの構築を検討したいと考えて

おります。支援の流れといたしましては、こちらにございますスライドのようなイメージで
ございます。またご覧をいただければと思います。本市のイメージとしては、コーディネー
ター自身が支援の受け皿となるのではなく、あくまで地域の社会資源へのつながりがメインで
あり、多様な社会参加の場を得て安心して暮らせることをゴールとして、支援してまいりた
いと考えております。

2つ目ですが、住宅・就労の確保でございます。保護観察所が行う更生緊急保護の終了後
は、住宅セーフティネット制度や、市営住宅等の活用など、円滑な住まい確保に向けた連携を
進めてまいります。また就労に関しましては、属性別の就労支援に加え、すでに取り組み
ている自治体も多いですけれども、協力雇用主の方にインセンティブを与えるような取組が
できないか検討してまいりたいと考えております。

次に、3つ目でございます。福祉・保健医療サービス等の提供については、司法から福祉
へのつながりと伴走支援により、孤立を防ぐ支援体制の整備を進めてまいります。検討に当た
っては、現在市町村の努力義務となっております、重層的支援体制整備事業の担当部門とも
密接に連携してまいります。そのほか薬物依存等のある方への支援につき、本市の精神保健
部門と保護観察所との連携をより強化することや、虐待やDVなど精神的な問題を抱える方
へも配慮した支援が必要だと考えております。

4つ目でございますが、少年の非行防止や立ち直り支援でございます。本市は子どもや若
者の支援に力を入れており、児童福祉や青少年の健全育成、また、適切な教育機会の提供の
観点から、関係機関がしっかりと連携して一体的な支援を行っていきたいというふうに考え
ております。

最後に5つ目でございますが、民間協力者の活動促進、広報・啓発活動でございます。こ
ちらの写真は本市の区役所内に設置された更生保護サポートセンターの様子でございます。
保護司をはじめとする民間協力者の活動の円滑化や、活性化のため、更なる連携の在り方
についても検討してまいります。また市民や事業者等への広報や啓発活動にも、さまざまな広
報媒体の活用などにより、積極的に取り組んでいきたいと考えております。最後にまとめて
ございます。市町村が再犯防止の取組を進める上で、やるべきと感じていることといたしま
して、2点掲げさせていただきます。地方自治体単独ではどうしても情報やノウハウが不足
しておりますので、有識者や関係者からのご協力、特に地方福祉に詳しい学識経験者など、
再犯防止のビジョンを持ったキーマンのご参画をいただけると、方向性がまとまりやすいと

思います。また、次に再犯防止の取組には、福祉の視点が大変重要ですがけれども、一方で既存の福祉的支援の枠組みだけでは支援しきれないこともございます。従いまして取組に当たっては、刑事司法機関の方と問題意識を共有しながら、今現在何が不足していて何が必要かを考えるという視点が必要ではないかと思えます。

一例として、本市における関連の取組をご紹介します。名古屋市再犯防止推進会議といたしまして、定期的に有識者、関係者の意見を聴取する機会を設けております。またこちらはモデル事業実施時の取組ですがけれども、再犯防止という全く新しい分野に取り組むに当たり、市内の福祉部門担当者の理解促進のためワーキンググループを開催し、課題の共有や支援策の協議などを行いました。このほか近隣に矯正施設があれば、矯正管区の方にご相談をいただき、施設の視察をさせていただくことも、犯罪をした人の処遇について理解する上で有益かと思えます。こちらは今年の7月に本市の局長以下の本市職員が、名古屋刑務所を視察させていただいたときの様子でございます。

最後になりますが、本市として大切だと思うことを2点お伝えをいたしまして、ご説明を終えたいと思えます。1点目は繰り返しになりますが、関係機関からの情報収集などにより何が不足しているのか、地域の課題や実情をしっかりと見極めることが大切だと感じます。2点目は、対象者はさまざまな異なる背景や課題を持っておりますので、十人十色の支援が必要になり、正直に申し上げて非常に手間が掛かります。そこで支援の担い手を確保する意味でも、伴走者に負担が集中しないよう、関係者によるチームをつくって、集中的に支援方法を協議することや、場合によっては医療の専門家に入っていただくなどの工夫が必要ではないかと思えます。本市といたしましても、まだまだ国や他の自治体様からいろいろと情報を提供していただきつつ、取組を進めていければと思っておりますので、ぜひまた情報交換等させていただければありがたいというふうに考えております。

駆け足で恐縮ですがけれども、以上で名古屋市の取組についてご説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○治安対策担当部長 渡邊様、ありがとうございました。

○渡邊地域安全推進課長 ありがとうございました。

○治安対策担当部長 複合的な課題を抱える対象者に、いかに切れ目のない支援を進めていくかという取組について、事例も含めてお話をいただいた次第です。それではただ今名古屋市様にお話しいただきました講演につきまして、ご質問等がございましたらご発言をいただ

きたいと思います。委員の皆様何かございましたら、挙手また挙手ボタンでお知らせください。よろしく申し上げます。

(宮田委員挙手)

弁護士の宮田委員からお手が挙がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮田委員 貴重なお話をありがとうございました。今お話を伺った中で教えていただきたいのが、まず1点は、立ち直り支援のコーディネーターを、どういう役割の方が担ったのかということと、もう1点は、このモデル事業の受託法人とありますが、そここのコーディネーターが関係するのかどうかについて教えていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○治安対策担当部長 宮田委員より2点についてご質問ございました。名古屋市様よろしいでしょうか。

○渡邊地域安全推進課長 コーディネーターさんにつきましては、本市から委託をいたしまして、福祉の運営支援をやってらっしゃるNPO法人のほうに委託をいたしました。

そちらのNPO法人の中に相談員の方をですね、コーディネーターの方を設けていただきまして、委託の中でそういった活動をしていただくというような枠組みで進めてまいりました。コーディネーターの方は社会福祉士の方ということになっております。

○宮田委員 そうすると、このモデル事業の受託法人というのは、今お話にあったNPO法人という理解でよろしゅうございますか。

○渡邊地域安全推進課長 はい。そうですね。

○治安対策担当部長 ありがとうございます。

○宮田委員 ありがとうございます。

○治安対策担当部長 ほかにはご質問ある方いらっしゃるでしょうか。

○宮田委員 もう一ついいですか。

○治安対策担当部長 どうぞ。宮田委員お願いいたします。

○宮田委員 市からの委託先のNPO法人は、出口支援に関わっている、地域生活定着支援センターの受託者かどうか、その点だけ確認させてください。

○渡邊地域安全推進課長 すみません。おっしゃるとおりですね。出口支援のほうもやっております。愛知県の地域生活定着支援センターをやっているNPO法人です。

○宮田委員 ありがとうございます。そういう意味では、非常にノウハウをお持ちのところ

だということですね。

○渡邊地域安全推進課長 はい。おっしゃるとおりですね。そういった支援のノウハウを持っていらっしゃるところに委託をして、実施をしたということでございます。

○宮田委員 ありがとうございます。

○治安対策担当部長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様方、何かご質問ございますでしょうか。

(伊藤委員挙手)

伊藤委員、よろしくお願いたします。

○伊藤委員 失礼します。上智大学の伊藤と申します。今の質問とも関連があるんですけども、コーディネーター機関の設置とおっしゃっていたのは、委託した NPO 法人という理解でよろしいのでしょうか。

○渡邊地域安全推進課長 はい。そうです。

○伊藤委員 あとコーディネーターというのは、今おっしゃった社会福祉士の資格を持った専門職の人が担って、1名ということですか。

○渡邊地域安全推進課長 専任としては1名ということですよ。

○伊藤委員 伴走者というのは、この方を意味して伴走者という意味でお使いになっていたということでしょうか。

○渡邊地域安全推進課長 そうですね。はい。その方が中心となって伴走の支援をされていたということですよ。

○伊藤委員 そうするとやはりこういう事業を展開するに当たっては、本当に専門職たるコーディネーターが非常に大きな役割を果たすし、伴走者としての存在であったと、そういうことでしょうか。

○渡邊地域安全推進課長 そうですね。その方が中心となって、いわゆる伴走支援をされました。

○伊藤委員 名古屋市の取組、とても丁寧にご説明していただいてよく分かりました。どうもありがとうございました。

○治安対策担当部長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。では名古屋市様改めてどうもありがとうございました。

○渡邊地域安全推進課長 ありがとうございます。

○治安対策担当部長　それではそろそろ時間となりました。締めくくりをさせていただきたい
と思います。実務者会議そして本協議会におきまして、委員の皆様には貴重なご意見をいた
だきどうもありがとうございました。頂いたご意見も踏まえまして、今後とも当本部といた
しましては、再犯防止に取り組む多様な主体の結び目としてしっかり役割を果たしていきたい
と思います。また名古屋市様にお忙しいところご講演いただき、改めて感謝申し上げます。

本日の議事につきましては、後日皆様に議事録をお送りしまして、内容をご確認いただき
次第公表させていただきます。なお次回の協議会の開催につきましては、年明け以降に開催
を予定しております。

最後となりましたので、改めて全体を通じて何かご質問等はございますでしょうか。よろ
しいですか。

何もなければほかにございましたら、後日事務局に電話、メール等でご連絡いただければ
と思います。

以上をもちまして令和3年度第1回東京都再犯防止推進協議会を閉会いたします。本日は
ご出席いただき、誠にありがとうございました。

午後3時1分閉会